

よくある質問

舞台について

- Q 舞台上には何人乗ることができますか？
- A 特に制限は設けていませんが、舞台上においても感染症対策を求めます。
ソーシャルディスタンスの確保や各業界団体が出している感染症対策ガイドラインに則り、適切な人数を検討のうえ、コピスみよしにご相談ください。
- Q 舞台スタッフの人員は何人必要ですか？
- A 公演には舞台の専門スタッフを3名配置します(舞台機構操作、照明技師、音響技師)。ただし、専門スタッフは舞台転換や館内アナウンス等を行いませんので、必要に応じて人員を主催者で手配してください。
また、演出によっては専門スタッフを増員する必要があります。その費用は主催者の負担となります(1人1日あたり30,000円)。必要人員数など、詳しくはコピスみよしにご相談ください。
- Q ピアノ調律の手配はどうすればいいですか？
- A コピスみよしが普段依頼している調律事業者に、代行して手配することも可能です。
※ 調律にかかる費用は主催者の負担となります。

チケットについて

- Q チケットの販売窓口を主催者が単独で行うことはできますか？
- A 支援事業では、チケット販売窓口はコピスみよしとさせていただきます。
ただし、出演者等が手売りするために、チケット総数の一部を主催者にお預けすることは可能です。
- Q チケット用紙は主催者とコピスのどちらが用意するのが良いですか？
- A 原則としてコピスみよしのチケット券面をご利用いただきます。チケットの紙代及びその印字に係る費用負担はありません。
また、指定の注意事項等を記載いただく必要がありますが、主催者が独自に作成するチケットをご用意いただくことも可能です。
- Q チケット用紙だけ無料で提供してもらえますか？
- A チケット用紙のみをお渡しすることはできません。印字したものをお渡しします。
- Q コピスみよしで扱うチケット販売の手数料はかかりますか？
- A 支援事業の場合はかかりません。

広報・宣伝について

- Q 町内の学校や保育所にチラシを配ることはできますか？
- A 各施設長の事前の許可が必要となります。詳しくは支援決定後の打ち合わせ会でご相談ください。また、許可後には、主催者がチラシを各学年または学級ごとに仕分け、各施設に直接ご持参ください。
- Q 他市町村の広報誌等に公演情報を掲載することはできますか？
- A 問題ありません。ただし、依頼は主催者が行ってください。
- Q コピスみよしで行われるイベントで、チラシを配布することはできますか？
- A コピスみよし主催事業であれば可能です。
それ以外は各主催者様にお問い合わせください。



その他

- Q 招待はどんな相手に何人くらい出していいですか？
- A 特に定数は定めていませんが、支援事業の対象となる要件のひとつに、「事業の対象が特定の団体や個人ではなく、広く住民の発表・鑑賞・参加の機会提供が主たる目的の事業であること。」とあります。また、支援事業を活用することによって、文化団体等に将来の自立した活動を促すためには、できる限り有料顧客を集めることが必要と考えますので、最低限の人数でご検討ください。
- Q JASRAC への申請はなぜコピスみよし指定管理者が行うのですか？
- A JASRAC とコピスみよし指定管理者が包括契約をしていますので、単独で申請するより使用料が安くなる場合があるからです。なお、使用料の請求は公演終了からおよそ3ヶ月後になります。
- Q 公演当日、会場ロビーでCDなどの物品販売は行えますか？
- A 支援事業の出演者が実演するCDや、執筆した本、または応援グッズであれば問題ありません。ただし、支援事業の対象となる要件にありますとおり、事業の宣伝及び実施等を利用して、営利行為、宗教の布教、政治活動、第三者への寄付を行う行為にならないようお気をつけください。また、売上の一部を販売手数料としてコピスみよしにお支払いいただきますので、ご了承ください。

Q チケット収入の一部を他の団体等に寄付してもいいですか？

A 支援事業を実施することで得られる収入の一部または全額を第三者へ寄付することはできません。

ただし、災害等でお困りの人々に支援することを目的とした募金箱を会場に設置し、来場者が自発的に行った募金の全額を福祉事業者等に寄付する場合は問題ありません。募金箱を設置し、寄付を行う場合は全額寄付したことを証明する書類（領収書等）及び寄付の用途を証明する書類を提出いただきます。

Q 公演名に企業名を入れることは可能ですか？

A 支援事業を利用した営利行為に抵触しますので、できません。

協賛がある場合、チラシ等への表記については事前にご相談ください。

Q 過年度選定された内容と同様に申請すれば、今回も支援が受けられますか？

A 支援対象の上限を5事業としており、全体的なバランスを見ながら選考するため、毎回選定されるとは限りません。



問合せ

文化・スポーツ推進課 文化・スポーツ担当
〒354-8555 埼玉県入間郡三芳町藤久保 1100 番地 1 三芳町役場 4F
電話：049-258-0019（内線 432～434）
FAX：049-293-9755
メール：sports@town.saitama-miyoshi.lg.jp